

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

### 1 開催日時等

- (1) 日 時 平成27年11月26日(木) 午後2時から午後3時54分まで
- (2) 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

### 2 出席者

裁判員等経験者 5名

宮崎地方裁判所裁判官(司会者) 瀧岡俊文

宮崎地方検察庁検察官 若杉朗仁

宮崎県弁護士会所属弁護士 西田隆二

宮崎地方裁判所裁判官 島田尚人

### 3 意見交換の内容

別紙のとおり

(別紙)

※裁判員等経験者を「裁判員経験者1」等と表示する。なお、「裁判員経験者5」は補充裁判員経験者。

○司会者

裁判官の瀧岡でございます。今日は意見交換会ということで、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私の方で進行をさせていただきます。

今年の5月で、裁判員制度施行6年が経過しました。宮崎の裁判所でも既に54件の裁判員裁判が開かれており、この間、420人以上の宮崎県民の方に参加していただいているというような状況でございます。

我々裁判官、弁護士、検察官、法曹としましては、これまでも市民の皆さんが参加しやすいような、実際にできるだけ分かりやすいような裁判を目指して工夫を重ねてきました。本日はそういう工夫の中でも皆さんから忌憚のない御意見をいただいて、この点、もう少し改善した方がいいのではないかというような御意見とか、あるいは、ここはなかなかいいのではないかというようなことも含めて御意見をいただきたいと思えます。

また、近時は、裁判員として候補者に選ばれても、なかなか裁判所にお越しただけでないというような事態も増えているように指摘されています。そこで、実際に経験された皆さんから、こうした裁判員に選ばれて参加しやすい環境というのは、どのようにして整えていけばいいのかというような観点でも御意見をいただきたいと考えております。

それでは、まず、裁判員経験者以外の方の参加者を御紹介します。

検察庁からは若杉検事が出席いただいています。

○検察官

若杉でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○司会者

続いて、弁護士会からは西田弁護士が出席されております。

○弁護士

西田でございます。よろしくお願ひします。私も宮崎の出身の人間で、宮崎の人は人がいいというか、非常に慎み深いというか、遠慮していろいろおっしゃらない方が結構多いですけど、今日は是非率直なところを、特に弁護士に向けては遠慮なく厳しいこともおっしゃっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会者

裁判所からは島田裁判官が参加しております。

○裁判官

裁判官の島田です。今日来ていただいた経験者の方の何人かとは御一緒させていただいたと思います。今日はいろいろ貴重な御意見が伺えたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会者

それでは今のこの3名の方々には、経験者の皆さんから質問があれば、何かお答えいただいたり、あるいは逆に経験者の方々に質問させていただいたりすることがあるかと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

それとまた、本日のこの意見交換会は先ほどお配りしましたお手元の意見交換事項に沿って進めたいと考えております。

それでは、まず、意見交換事項の1番目でございます。最初に、参加された全般的な感想あるいは印象というものについて、順にお聞きしていきたいと思ひます。

今回は、昨年10月以降に宮崎の裁判所で審理された四つの裁判にそれぞれ参加していただいた5名の方においでいただけてます。

ここで簡単に事件を紹介しますと、一つ目は、宮崎市内で起きたアパートに対する放火未遂の事件でした。二つ目は、聴覚障害者の父親が長男をナイフで刺したという殺人未遂の事件でした。三つ目は、これは3名が共犯ということになっていて、うち2名の被告人について審理した事件で、殺人や死体遺棄というような

ころが問題になった事件でした。四つ目は、都城市で起きた事件で、生後5か月の子供を放置して餓死させたというような事件でした。

それでは、経験者の方々には、御発言の際には、1番の方などというふうに番号でお呼びして進めてまいりたいと思います。

それではまず、この裁判に参加した感想や印象といったようなことにつきまして、1番の方からお願いします。

○裁判員経験者1

初めて選ばれたのですが、もちろん、そのときはこれからどういうことになるのかなということ、参加させていただいて、いろいろ一から最後の評決まで本当に真剣に考えさせていただいて、人生でこれだけ考えたことはなかったのじゃないかなというぐらい考えさせていただいて、それで最後に思うのは、被告人の名前を思い出すとき、やっぱり自分たちで量刑を決めた人の名前を思うと、私はもっと正しく生きなきゃいけないのかなというような身が引き締まる気持ちにはなりました。

参加して、本当にそれはよかったのかなと。子供らに対しても、何かちょっと教育的な自信というか、そういうのもちょっとついたような気がします。

○司会者

それでは、2番の方。

○裁判員経験者2

私の担当させていただいた事件は、聴覚障害の方の事件で、殺意があったかどうか問題になったの事件だったのですが、今後、裁判員をさせていただいたことで、やっぱりちょっと障害者とかそういう方に対する面、考え方が少し変わってきたなという面はございます。

○司会者

3番の方、お願いします。

○裁判員経験者3

裁判員に、まさか自分が選ばれるとは思っていなかったのですが、ああやっぱり

あるんだなということですね、選ばれたときには実感しました。

実際参加しまして、結構いろいろ複雑な事件で罪状もいろいろ重なっていたのですが、自分一人じゃなくて、裁判員の方6名と補充裁判員の人もいましたので、そのおかげで皆さんといろいろ話している中で、やっぱり自分の考えがここが違う、ここが何か違うなというのをいろいろ意見を出し合って、当然裁判官の方の意見も聞いて判断に関わることができました。終わってから、周りの者には、もしそういった機会があれば、是非参加してくださいと、いい勉強になりますということ言っています。なかなかそうはいても、実際その場になってみないと、その人のいろんな条件もありますので、難しいかと思うのですが、内容的なこととか、後々いろいろ意見とか出てくるかと思しますので、また、そこあたりで話したいと思いません。

○司会者

4番の方、お願いします。

○裁判員経験者4

裁判所に行ったこともなければ、裁判も行ったことのない私が、出席していいのだろうかということもありましたが、この裁判に参加して、全体通して言えることは参加してよかったなという意見です。そして、やっぱり後に引き続く人たちに対しても、「私、来たら断るわ。」というふうな人がたくさんいらっしゃいます。けれども、やっぱり来た以上は、国民の一人である以上は行った方がいいよと、非常に勉強になりますというようなことは伝えております。そしてまず、私はもう現役で仕事をしていて、一番忙しい時期にこの事件を請け負ったので、周りの理解がないと絶対に参加できなかつたです。それも経営者の方からの「是非行ってきていいよ。」という言葉で後押しされて出てきたのですが、実際大変でした。休みなしにもうずっとやっていて、ここの裁判がないときは自分の仕事をするというようなことで、非常に気合いは入っていて、体に異常はなく元気に過ごせたのですが、終わった後はどっと疲れが出たような感じですが、参加して絶対によかったな

と、そして、いろいろな人のアドバイスが非常に分かりやすく、判断には間違いなかったのかなというふうに判断しております。

○司会者

5番の方、お願いします。

○裁判員経験者5

この裁判員制度が始まる2年ぐらい前だと思うのですが、裁判員制度研修に出席しておりまして、興味を非常に持っておったところだったのですが、実際私の方に候補者となりましたと通知が来たときには、えーっという、何でだろうというような。実際に裁判員になることはないだろうと思っていましたら、また通知が来まして、裁判に関わることになったわけですが、一つ言いますと、大変いい経験をさせていただきましたし、犯罪の恐ろしさ、人間の怖さ、それから裁くことの難しさというのはやっていくうちに、身にしみてきたというか、途中で個人を考えるのか世帯を考えるのかと。私、仕事柄長い間、世帯の問題についてやってきているものですから、個人問題というのに結びつかなくて、裁判の量刑が決まってから、個人を裁くということ気づきまして、世帯の問題に解されるのではないと。そこでまた裁判について、また関心が出てきたところですよ。

○司会者

今、一通り裁判に参加していただいた感想などをお伺いしたいのですが、皆さん、やはり参加する前はまさか当たるかなとか、ちょっとどうかなというようなそんなイメージだったのでしょうか。ただ、実際参加してみて、やはりこう身が引き締まる思いをされたとか、犯罪の恐ろしさが分かったとか、そういった意味でも積極的に受けとめていただいているのですが、もし仮にまた、裁判員として選ばれるというようなことになった場合には、やはり参加してみようかなというふうなお考えだということでしょうか。

○裁判員経験者3

都合がつけば。

○司会者

その都合がつけばということですが、今回経験された中では、比較的長目の審理が行われた事件というのがあり、大体週に四日あるいは五日、連続して来ていただくという形で審理を続けさせていただいたことがございました。

その点で、何かもう少し日程の間隔とか、あるいは調整の仕方っていうところで、何か皆さんの方でお感じになることがあれば、お聞きしたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。このような四日間とか五日間の連続の審理でいいというようにお考えであればそれでも構わないのですが、いかがでしょうか。

5番の方。

○裁判員経験者 5

私の場合は、今回定年ということもありまして、職場は4月1日に変わりましたので、休日をとるのが非常に難しく、上の方と話し合いをしながらやってきて、理解してもらってできたのですが、やはりその辺の調整が大変ですので、できればまとまった日にちでやっていただいた方が、ばらばらになるよりはいいかなと、私は思っているところです。その方がやりやすいかなと思います。

○司会者

他の皆さんはいかがでしょう。周りの理解が得られて都合がつくのであれば、連続的に行われても、土・日はお休みでもあるので、そういう形で審理に参加するというのであれば、それほど支障がないというようなお考えでしょうか。

4番の方。

○裁判員経験者 4

私は遠慮のないところで先ほど発言させていただいたのですが、自分の仕事が非常に忙しい時期にこの事件に当たったんですね。それで両立っていうのは非常に難しかったのですが、体は丈夫ということでクリアしていったのですが、できれば暇な時期にこういう事件が当たったらもっとゆっくり考えられたのではというのはありましたけれども、やっぱり事件のことを考えると、そんなことを言ってもらえない、

やっぱり真摯に受けとめて、連続で日にちを設定してやった方が、もう少し鮮明にそのことを思っておりますので、日にちをあけるよりはいいのかなという気が今はしております。最初はどうかのかなと思ったのですが。

#### ○司会者

それでは、特になければ、今もお話しいただいた中で、周りに自分の経験を伝えるということに関して、その実情をお伺いしたい。どんな感じで皆さんの周りにその御経験をお伝えいただいているのかをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

3番の方。

#### ○裁判員経験者3

裁判の途中はやはり守秘義務とかいろいろあって話しづらいところがあるから、具体的に細かいところは言えないのは当然ですが、今は、裁判についてはこういう感じで行っているということは、聞かれれば当然話しますし、先ほど言いましたが、自分がしたい、やりたいと言ってもなかなかできることでもないので、やはり最初裁判員はどういうことをするのだろうというのがみんなあると思います。いろいろ書類とか来ますが、実際読んでいて、流れるには分かりますが、実際こういった裁判所に来て、玄関入って、中の雰囲気、あとは法廷ですね、そういった雰囲気とかやはり独特なものがあって、普通の生活をしていたら、まずこういうところには座らないし、こういう場面もないなど、あと、被告人とか被害者の方の感情がいろいろあるところですね、ああいった緊迫した中で、そういう経験がなかなかできないので、そういったところを一度、もし、そういう経験があれば、是非やってみた方が自分の勉強にもなるし、違った視点といいますか、考え方といったものを、実際自分がそういうふうに変ったところもありますので、なかなかこういった人前でこういう話、特にマイクを持って話すということは今までそういう機会もなかったし、苦手でしたが、そこら辺も人の前でいろいろ話せるという、こういう機会を与えてもらったということが自分の成長につながったのかと。皆さんもそういうところが機会があればやってみてはどうでしょうかという話はしているような感じ

です。

○司会者

ほかにどなたか御発言ございますか。

1 番の方。

○裁判員経験者 1

よくテレビで何々に関する裁判が行われましたと映されていますね。あ、俺、あの人たちと会ったんだなど。それで、あのドアの向こうでいろいろな話をしたんだなどということで、嫁やちっちゃい子供ですが、教えて、それでおやじ、おふくろとか、そこら辺の身内ではそういう裏側というか、トイレがどこにあるとか、まず裁判長から法廷に連絡をしていくんだよみたいな話をするのですが、そういうところも、開かれているという感じがするんですよ。

○司会者

4 番の方，どうぞ。

○裁判員経験者 4

先ほどの意見の方と重複しますが、やはり理解がないとだめだと思うんですよ。だから、例えば企業であれば、その上下の人たちに背中を押してもらえるような職場づくり、それから、仲間であれば仲間が「ああ行ってきたら。」って言えるような職場づくり、それがこれから大事なのかなど。そのためにじゃあどうしたらいいのかなというときに、講習会みたいなものを各企業でちょっとした時間にそういう、何でもビデオでもいいし、誰かが来て話してもいいし、私自身が何でこんなふうに使われたのかということも分からないまま選ばれた人間ですので、やはりそういう人が多いのではないかと思うのですよね。だから、そういうときに、やはりそれを知らせてくれるような機関があったらよかったのかなという気がします。

○司会者

5 番の方，どうぞ。

○裁判員経験者 5

今回、私が参加させていただいた裁判の裁判員の中に、会社の職場の定款に、裁判に行っている日は特別公休にするといったことがうたってあるということでした。私のところはそれがなかったものですから、まず説明から私は入っていったのですが、それがちょっと大変だったですね。ですから、特別公休にするような義務を与えることも、国として必要なのかなど。そうすれば、参加もしやすいのではないかなという気がしました。とってもそれが私はうらやましかったです。

○司会者

検察官、裁判官からありましたらどうぞ。

○裁判官

先ほど4番の方の講習会などがあつたらいいなということをおっしゃったのですが、裁判所の中でも最近、いろいろな自治体、企業などに裁判官が出向いて、裁判員制度について講義をする、説明をする機会というのを増やしてきているということがあります。職場の方も、具体的にそういうお話があつたら、結構聞いてみたいなというような感じで、現場の方から見てそういう印象とかは見受けられるのでしょうか。

○裁判員経験者4

まず、認識が薄いです。そういう制度自体が、自分は選ばれるはずがないというふうに思っている人が、先ほどの裁判員の方のように、まさか自分がというふうな考えの人がとても多いです。ですので、そういう認識をさせるところから始めた方がいいのかなという気がしています。

○司会者

それでは、続いて意見交換事項の2番目、公判審理というところでの御意見をさらに伺っていきたいと思います。

ここでは、公判審理といいましても、最初の冒頭陳述といって検察官や弁護人が皆さんに説明する、プレゼンをするような場面というのがございました。続いて証拠を調べていくと。証拠書類を調べたり、証拠になった凶器などを調べたり、ある

いは証人の方に質問したりというような手続がございました。そして、最後には論告求刑弁論ということで、また、検察官や弁護人のプレゼンを聞いていただくという流れで大きく進んでいったかと思います。

その中で、まず、冒頭陳述のところ、皆さん、どんなふうにお感じになったかをお聞きしたい。こういうところを工夫した方がいいのではないかということがあれば、是非おっしゃっていただきたいと思います。

1番の方から伺ってもよろしいですか。

○裁判員経験者1

私のときは放火でしたが、消防署の方が来て、やりとりを聞かせていただいて、その中でもその放火をした場所がまず一番初め争点だったと思うんですよ。それで、その中で偶然消えて、いろんな事象が起きて偶然消えて燃え残りといったらいいのかな、それが出てきたのですが、それを証拠で皆さん見ながら話が進んでいったという記憶があるのですが、その中でいろいろ話を聞いて、専門的っていうほどの言葉は使われなかったので、理解できました。それでその進め方で、最後に被告人が、行為があったのか、なかったのかという争点で、みんなで推理っていうか、話をして、きちんと物理学的にっていうか、科学的っていうか、でいったのでそれはすごく分かりやすかったと思います。

○司会者

まず実際にその証拠となった証拠物、燃え残りというのが出てきて、あれが一体どういう状態になっているのかというのを、みんなで精査するような作業から進んでいって、いろいろな議論をして、そういう過程を経ていけたと。その公判審理は比較的分かりやすいものになっていたということですね。

そうですね、争点が理解できたかっていうようなことでも構いませんし、御自分の担当していただいた公判審理を通じて、ここをもうちょっと工夫してもらった方がよかったのではないかという観点でも結構かと思いますが、2番の方はいかがでしょうか。

## ○裁判員経験者2

私のときは、身体障害者の事件で、息子さんを刺したと。最初は、身体障害者で非常にかわいそうな方だという先入観がありまして、殺意があったか、なかったかということがやはり最大の事件だったと思うのですが、最終的にはやはり殺意があったという結論で量刑をさせていただいたのですが、争点は、そこで理解できたかどうか、そこまでやはり四日、五日かかった記憶がございます。どうしても、殺意があったか、なかったかという点については、身体障害者ということでかわいそうだなという気持ちもあったし、息子だという気持ちもあって、最終的にはそういう結論に至りましたが、そういった経過がございました。

## ○司会者

なかなか事件に同情してしまう部分もあって、冷静な判断をするっていうのは難しいとお感じになられたということですね。

それともう一つは、殺意ということについて、一体どういう場合に殺意が認められるかということ、我々裁判官からも説明させていただいたり、あるいは検察官や弁護人の冒頭陳述の中でも殺意というのはこういう場合に認められますという説明があったかと思います。例えば、人が死ぬ危険が高い行為だということを知っていたということであれば、殺意があるんですというような説明をされたのではないかと思います。

ただ、初日に審理に入って、それを聞いても、一体どういうことを意味しているのかをきちっと自分なりに理解をした上で、証拠に基づいて判断していくというのはなかなか難しいということでしょうか。

## ○裁判員経験者2

そうですね、そのとおりだったと思いますね。

## ○司会者

審理を通じて殺意というのはこういうことなのではないかとだんだん分かっていったということでしょうか。

○裁判員経験者 2

はい。

○司会者

続いて3番の方。

○裁判員経験者 3

内容は、裁判に入る前に控室というか準備のとき、大まかな流れとか要点、ポイントとかを裁判官の方から説明を受けましたので、そこら辺はそこが重要ポイントというのはよく分かっていたつもりです。いろいろ評議を進めていく中で、争点というのが殺人の正犯か、もしくは幫助かというところが一つのポイントというところもあったのですが、これも実際、最後の最後までどちらなのかというのは、はっきり言って自分も分からないところがありました。いろいろ話とか評議とかを重ねていくうちに、裁判をする上で、基本的に疑わしきは罰せずという鉄則があるので、いろいろ最後の最後まで本当に悩んだところもありました。そのあたり、一番最後の刑を決めるときに、なかなか皆さん、裁判員の方、いろいろ苦勞されていたような気がしました。内容的に進められたことが、今まで自分が経験した中では分かりやすかったし、要点もよく分かっていましたので、そんなに不思議というか、疑問に思うところはあまり自分としてはなかったもので、評議とかのいろいろな進め方、準備段階の説明、ポイントの説明とかは私はよかったのではないかと考えています。

○司会者

続いて4番の方、お願いします。

○裁判員経験者 4

意見としては、3番の方とほとんど同じですが、非常に分かりやすく、理解しやすく説明していただきましたので、それはそれでよかったと思います。ただ、共同正犯にするのか、幫助犯にするのかというところはやはり同じような感じで、私も大分悩まさせてもらいました。

それともう一つ、これは裁判のときに、その殺人をした現場を、ある意味ショッ

クが大きいといけないのではないかっていうことで、イラスト化されたところがありました。まあショックはショックですけれども、私がそれを見たときにどういふふうを感じるかというのは自分でも分かりませんが、やはりこういうのを真剣に考えるに当たっては本物を見た方がよかったのかなという気はします。あとの流れに関しては、まあ十分に理解できたし、説明の仕方も分かりやすくしていただけたと思っております。

○司会者

5番の方、お願いします。

○裁判員経験者5

私はまず冒頭陳述ということですが、3番の方が言われたように、前もって裁判官の方から説明がありましたので、頭に全部入っていたわけではなかったものですから、それで、検察官の方ですね、冒頭陳述を裁判の方で聞いたわけですが、大体裁判官から聞いていましたので、分かりやすいところとか、悪いところとかありましたが、納得いかなかったところがちょっとありました。量刑という言葉ですね。量刑を決める裁判なんだな、刑の量だけを決める裁判なんだというのがよく分かりませんでした。

それと、被告人がお二人いましたが、保護責任者遺棄致死罪の成立に争いはないという形ですね、もう今までずっとこれ、勾留されてから1年以上になってからの裁判でしたので、かなり調査をされた結果裁判に入ったんだと思いますが、被告人二人おりますので、争いが無いっていうのは本当なのかなと、そういう思いがありました。

○司会者

今の最後の御発言ですが、実は被告人の方々は本音としてはいろいろ言いたいけれど、何か無理に争いが無いようにしてしまっているのではないかというイメージを受けられたということですか。

○裁判員経験者5

そうですね。

○司会者

検察官，コメントありますか。

○検察官

この事件を担当したのが私だったので，今の御発言を受けて，どのように今後に生かしてもらえばいいかということを考えたのですが，今，5番の方としては，被告人兩名にそれぞれ主張，例えば必要な保護を行わないようになった認識の時期とかにずれがあったり，死因についてもそれぞれ主張があったから，その点をちゃんと争点，争いがあるという整理をした方がよかったのではないかと御指摘になるのでしょうか。

○裁判員経験者5

そこはですね，若干あるのですが，この母親の方が，相手に対する気持ちをはっきり述べなかったわけですね。あそこは実際もっと突っ込んでほしかったなという思いがちょっとありました。育ての親の，面倒を見ていた赤の他人の女性，この女性のはっきりと述べていましたですね。ただ，母親本人がはっきりここでは言えませんということで言葉を切りましたので，そのあたりはまあどうだったのかなど。私も発言の機会があったのですが，そこまでいかなかったっていうのがあるんですね。なかなか難しいとこだったのでしょうか。

○司会者

今被告人を二人，一緒に審理するというところに入っているのかなと思ひまして，ちょっとさらにお聞きしたいと思うのですが，今回，保護責任者遺棄致死の事件と，それから，3月に行われた殺人等の事件が，共同被告人ということで二人同時に審理をしていく事件でした。皆さん，もちろん過去に裁判の経験はないので，比較は難しいかもしれないですが，もしこれをお一人ずつ別々に審理するというのと，二人一緒に審理するというのとですね，どちらがいいというようなことで，何か御意見いただけないでしょうか。

3番の方、お願いします。

○裁判員経験者3

私は、一人ずつの裁判、二人一緒の裁判というのは、よく分からなくて、これが普通なのかなという感じだったんですよね。裁判を早く進める面では二人一緒でなおかつ二人同時に双方の意見を聞くということができるということはメリットとしてはあるのですが、互いの被告人が同じ裁判所内にいて、法廷で発言等をするに当たって、お互いの意識、相手が何を言って、何を思って、それに対して反論をするとか、そういうお互いの顔を見ての裁判ということになると、そこ辺の心理的なものもあるのかなというのは感じるのですが、今まで裁判等を通してやってきた中で、二人一緒の方がいいということで裁判所が判断されてこういう形になったのかな、どうなのかなというところが、ちょっと自分も、疑問じゃないですけど、何となく、どうなのかなというのは、ちょっと思います。

○司会者

4番の方、お願いします。

○裁判員経験者4

今の方と同じ事件を担当しましたので、私も二人一緒の席に立たせてもらいました。やはり先ほどおっしゃったように、一人じゃわからない部分もあると思うんですね。例えば主犯格の人が証言の席に立たれたときに、片方はパニックになり、片方は澄ました顔して座ってるという場面があったのですが、そういうことに関しても両者を比較することができるし、同じ質問に関してもですね。そして、やはり流れとしては同じ立場にいた二人を一緒に裁いた方が分かりやすいのかなという感じを受けました。

○司会者

それぞれ個別に審理するより一緒に審理する方が共犯の関係性もよく分かってきて、より適切な判断ができるのではないかという御意見ですね。

5番の方、先ほどに加えてございますか。お一人ずつ、どちらか片方だけ審理し

て、お一人は例えば証人という形で限られた時間だけ来て証言してもらって、もう帰ってもらうという進行で進んだということを仮定すると、あの事件だと二人一緒に、被告人ということで法廷にずっといて、何度か質問するという機会も設けられ、一人の被告人が話した後、それに対してどうなのかというようなことをもう一人の被告人に聞くと、そういうことも進行としてはされたと思うのですが、何かございますか。

○裁判員経験者 5

そうですね、いろいろ裁判中考えていたのですが、3番の方が言われたように、複数の被告がいた場合には、言いたいことも言えないこともあるだろうと、家族も来ていますし、後々のこともあるでしょうから、それもあるのではないかと、いろいろ弁護人を通した返答をされているだろうと思うので、言ったらいけないこと、言っていないこととかですね、何かと思いますので、それがもう心配ないだろうと思いますが、先ほど4番の方が言われたように、私も一つ感じてはいたのですが、事件の内容的には二人一度に裁判を行っていった方が、内容はつかみやすいのかなという気も、裁判中はしていました。ただ、その中で1日、1回か2回は一人一人ずつの尋問を個別に、その裁判の中で行うというのも、どうかなと思いました。

○司会者

今最後の御発言というのは、他方の被告人が退室している間に、一人だけいる中で話を聞いてみるってようなイメージですか。

○裁判員経験者 5

そうです、そういうイメージですね。もう一人、あの方がない、その中にいない、聞こえないという中でやってみると、自分の気持ちを正直に言える。そのときに家族をどうするかという問題もあるのですが。

○司会者

二人一緒に審理した方が適切な判断に近づきやすいのではないかとと言える一方で、お互いが遠慮したりして、言いたいことが言えなくなってしまうのは、他方で問題

じゃないかという御意見ということでしょうか。

この点は、検察官や弁護士、そういう共同被告人の審理経験があると思うのですが、どのようにお考えですか。他方の被告人の手前、ちょっと言いづらくて、なかなか弁護活動できにくいというのは実際あるのでしょうか。

○弁護士

あくまでも一般論ですが、両者の意見がやはり食い違って、それが上下関係があったりした場合に、同じ場所でというのはなかなか抵抗があるという場合には、裁判所に、分けて審理していただきたいということはもちろんございます。ただ、今お話がありましたように、逆に一緒に聞いていただいた方が多少言い分の違いについても、特に上下関係とかなくて、多少の心理的なプレッシャーがあっても、やっていただいた方が分かりやすいだろうという場合は、あえて反対しない場合もありますし、それはやはりケースによると思います。今、まさに御懸念があったようなことを経験したことはあります。上下関係があって言いにくいというようなことですね、それはやはり案件によるのかなと思います。

○司会者

検察官、どうですか。

○検察官

共同被告人がそれぞれ話しやすいか話しにくいかというのは、弁護人もおっしゃったように、事案によるかとは思いますが、やはりこの問題に関しては検察庁としては、どうしても犯罪被害者とか遺族の立場を重視しております。やはり遺族とか被害者の方、例えば被告人ごとに裁判を分けるということになると、ただでさえ忘れてしまいたい事件について、何度も裁判所に足を運んでいただいたり、証言の前に打合せをさせてもらって、そのときに思い出したくないことを思い出させてしまうというところがあるので、そこは柔軟にはもちろん事案によっては対応したいとは思っているのですが、そういったところにもこちらは配慮しているというところは、どうかですね、国民の皆様にも御理解いただきたいというのが、こちらの

立場でございます。

○司会者

裁判官から何かございますか。

○裁判官

弁護人，検察官の御意見，もっともだなというところがあります。裁判所としても，仮に一緒に二人の被告人をやるとしても，5番の方が言ったように，きちんと被告人が自分の意見を言えるような手続をどういうふうに進めたらいいのかなというのは，いろいろ手続に制約がある中でも，これからもっといろいろ工夫していかなければいけないなというところは感じました。

○司会者

それでは，さらに公判審理について御意見を伺いたいと思うのですが，手話通訳を介して審理を行った事件もございました。手話通訳の審理を御経験されて，何かお感じになられたことはございますか。

どうぞ，2番の方ですね。

○裁判員経験者2

私の場合は，体のちょっと不自由な方の裁判で，手話にない言葉というのがあって，あなたはどう思いましたかとか，そういうのは手話にないと記憶しております。本人は言葉が発せられない，そういったときどういう表現でいけばいいのかなという，ちょっとそういう体の不自由な方，言葉のちょっと不自由な方の裁判をするときの難しさといいますか，手話にないだけにちょっとどう判断すればいいのかなというようなところはあったと思います。

○司会者

そうすると，ちょっと手話では伝えられないような表現を，もう少し我々法曹が準備をする段階でどういうふうにもう解決すればいいかも含めて準備をすべきではないかということでしょうか。

○裁判員経験者3

そうですね。言葉がないだけに、何というか、分かりづらかったでは納得いかないわけですよ。もうこちらで想像するしかないというかですね。

○司会者

それから、先ほど検察官からも被害者の立場というような御発言もあったわけですが、今回参加していただいた事件の中で、被害者が参加され、被害者、御遺族が審理に立ち会われ、あるいは直接質問されるような手続もあったと思います。そういったところも御覧になって被害者の参加ということに関して、御感想などございますか。

○裁判員経験者 3

この事件のときに、ずっと傍聴されて、被害者の御家族の方が来られていたのですが、毎日のように来られていました。最後の判決のときも当然いらっしゃいました。実際、自分が例えば被害者心情からすれば、極刑を多分望まれているだろうなと。ただ、今までの判例と比較したときに、やはりその辺で最終的に量刑を決めるときに、自分が思ったのは、初犯ではあるけども、人一人の命を奪ったということに対してはやはりかなり重大なことだと思います。量刑も私個人の感想ですが、今までいろいろ事件はありますが、私個人として思うのは、犯罪の量刑というのが軽いなあという印象が、この事件の量刑等を見ても感じます。当然、犯罪者は、家族からすれば、情状酌量とか考えてほしい、それはよく分かるのですが、被害者感情からすれば、被害者の方になりかわれるわけではないですが、私がそういう立場に仮になったときには、やはり極刑というのを望むなというのは、何か痛切にというか、特に御家族の中の最後の意見を聞いてて、特にそういうのが伝わるし、そういう思いというのは強く感じて、自分もかなり考えて量刑は考えましたが、今までの判例というのがありますので、なかなか難しいなというところがありました。

○司会者

4番の方、どうぞ。

○裁判員経験者 4

3番の方と全く意見は一緒です。やはり最初、この事件を担当したときに刑は重いだらうなど、絶対許せないよねって。やはり被害者の方に立って、私も考えました。そして、進めていく中で、ある一つのことを思い出して、両親が言っていた、罪を憎んで人を憎まずという簡単な言葉ですが、どうしようもなく、この加害者の二人が引き込まれていって、自分たちも犠牲者だったのかということに立ったときにも、やはりこれは罪として認めなきゃいけないよねということで、やはり最初は私ももっと刑を重く見ていました。だから、そういう意味ではいろいろ考えさせられた事件ですが、判決をみんなで出したときには、これでよかったんだ、これでよかったんだよねっていう感じに思っております。

○司会者

つまり、直接被害者の御遺族が審理に立ち会われていると、そういう状況に直面した上で、非常に量刑という判断は難しく感じられたという御感想になるのでしょうか。そういう意味では、より裁判員として負担は増えるのではないかと、悩みが増えるのではないかとこの感じもするのですが、ただ、被害者参加制度自体は大事なものであるかと、そのように受けとめていただいているということでしょうか。

○裁判員経験者3

そうですね、そういった被害者の方が、ずっと事件の概要、流れというのを一から十までずっと聞かれているのも、かなりつらいというのが、やはり分かるというか、かなり耐えられないだらうなというのを、特に感じました。

○司会者

それでは、公判審理に関して検察官、弁護士、裁判官から、経験者の皆さんに、ちょっとここはどうだったのか、こういうところはどうなんだろうというところで、何か聞いてみたいことがあれば、御質問いただければと思うのですが、どうですか、検察官。

○検察官

先ほど4番の方の御発言の中で、犯行現場のイラストになっていたところもきち

んと写真等で見た上で審理に臨みたかったといった趣旨の発言があったかと思えます。また、被害者の方が死亡している事件というのは、検察官も弁護人も裁判所も、遺体の状況とか、遺体が置かれていた場所の状況をどのように裁判員の方に見ていただくかというところを大変神経を使っているところなんです。ただ、これは検察官だからこういう感覚になってしまっているのかもしれないですが、やはり自分がその事件を捜査して公判に立つときには、遺体の写真は全て見て、捜査から担当しているときにはもちろん解剖にも立ち会うし、現場にも行って、そうしないと、何があったのかというのをちゃんと伝えられないっていう頭で僕らは裁判に臨みます。

ただ、一方で、やはり写真によると、日ごろからそういうことに慣れている僕らでも、頭から離れない、記憶に残って消えない写真とかもあるので、そういったものを見てもらうのがどうかっていうのは、ちょっと個人的には分からないですが、その一般の裁判員の方として、ちゃんと見たいという気持ち強いのか、やはりそういうのがあるんだったら控えたいという気持ちになっちゃうのかというのを、お聞かせいただければありがたいなと思って質問させていただきました。

#### ○裁判員経験者 4

ちょっと誤解のないように言っておきたいのは、見たいからじゃないです。見たら自分がどんなショックを受けるかというのは分からないけど、殺人するような大事な事件だから、やはりちゃんと目をそらさずに見るべきだったのかなって。見てトラウマになるかどうかは分からないけれど、この席に立つ以上はそういう責任があるのかなというふうに感じます。

#### ○司会者

ほかにショッキングな証拠を調べるということで、何か御発言はありますか。

#### ○裁判員経験者 5

検察官が先程言われました写真の裁判での見せ方については、気を遣っていると。確かにそのとおりですね。必ず気を遣っておられたと思います。私は実際見たくなかったですが、あまり分からないようにしてありましたので、非常に見やすかった

ということはないですが、後で気分が悪くなることはなかったです。実際は裁判員であろうとも、見てみるべきだろうと。それによって適切な判断をして、意見を出していくことが大事かなというふうには感じていました。

○司会者

2番の方。

○裁判員経験者2

私は、そのようには思いません。逆に見るのがいやという人も、私の裁判のときもそうだったんですよ。もういやだって。だからそこまでなくて、状況証拠だけでいいのではないかなと。難しいことだとは思いますが。

○司会者

なかなか難しい問題で、我々としましても事件ごとに選ばれる裁判員の皆さんのお考えもお聞きしながら、どの範囲で調べていくのかということ公判が始まってからでもなお調整できるような準備を整えておきたいということでしょうか。弁護人の立場から何か御質問ありますか。

○弁護士

話を戻してちょっと恐縮ですが、是非お聞きしたかったのが、先ほど最初の方でお話があったのですが、初めてのことで、いろいろ話を聞いててもなかなかすぐに頭に入らずに、争点をはっきりしてきたのが三、四日ぐらいしてからだというふうなお話があったのですが、そのことの関係で是非お教えいただきたいのが、例えば最初の段階で冒頭陳述の場面があったかと思います。検察官と弁護人がそれぞれこの事件はこんな事件ですというふうな。あと、途中、途中で証拠調べがあって、最後に論告求刑、検察官からの御意見と、弁護人からまた弁論するというそういう流れですけど、そういう、特に最初の方ですが、冒頭陳述というのがどの程度こうその段階では皆さん御経験で、頭に入るものなのだろうか。大体すぐ理解できたというのか、それともやはりあまりよく分からずにもうその後の流れの中でああこういうことだったのかと分かったのか。少しその御経験をお聞きできればと思って。

関連して、文書を渡すケースと渡さないケースとあるんですね。皆さんそれぞれ違うかと思いますが、検察官、大体、表にしてお渡しになるし、弁護人、表で渡す場合の人もいるが、図式で渡している人もいる。その渡された文書を、あとあと読みながら割と考えられたりするものなのだろうかというこの、どんなふうに理解が深まるのかという過程について、少しお話しいただければと思います。

○司会者

皆さんに一人ずつお伺いしていきましようか。

1 番の方。

○裁判員経験者 1

まず一番初めに検察官から書類が配られ、弁護人が配ったのは一枚の紙に何か概要が書いてあったと思います。そのときに見比べてみると、検察官の方が非常にこの図式がちゃんとなっていて、分かりやすかったのは分かりやすかったです。ただ、事件の概要としてはそれはどうかなというか、一日目、二日目、三日目ぐらいで何となく、事件の背景とかも入ってきて、そのときにその争点と行為があったとかそういう専門用語の中で、その決めなきやいけないポイントが分かってきたというものだった気がします。

○司会者

冒頭陳述という内容が詳し過ぎたというわけではない。

○裁判員経験者 1

検察官に関してはそうではなかったと思う。弁護人の方も結構分かりやすかった話ではありました。そういっても、事件が放火ですが、それに関してのことなので、それで二人の関係からいろいろなことが書いてありましたが、それで分かりやすかったといえば、検察官が流れ的には見やすかったといえば見やすかった。

○司会者

それでは、2 番の方。

○裁判員経験者 2

私の場合はちょっと体の不自由な方の裁判でした。その体の不自由な方が、本当に殺意があったのか、なかったのかというところで、最初のうちは分からなかったです。はっきり言って。納得した意味ではやっぱり分かりましたが、そこまでに本当に刺したのだろうか、手の動きがどうだったのかとか、そんなとこまで考えたんですね。本当その状態のときではやはり分からなかったですね。

○司会者

3番の方。

○裁判員経験者3

何も最初は知識がないときは、数年前の事件なので、新聞の内容を見ただけの、3人で共同で殺害したという感じでまず思っていました。裁判に入るまではですね。いろいろ検察官とか、弁護人が冒頭陳述されて、裁判所からも概略の説明を受けましたので、割と早い段階では大まかな流れというのはすぐ分かりました。ただし、細かいところですね、実際その犯行に至るまでの動機とか、いろいろ時系列表というのがありましたので、それを見れば大体いつどういう感じでという流れというのが分かりましたので、それと、あと用意してあった書類とかを見ていって、この時期にこういうことがあったのかというので、自分なりにここがこういう感じなのかって、理解はしていききましたので、そんなに分かりづらいとか、細か過ぎるとか、そういうことはない。ただ、自分でどこで理解というか、どこを見ればっていうのは自分なりにしていかないことには全くしょうがないと思います。資料とかは自分個人としては全然何も問題なく分かって、理解はしたつもりでいました。

○司会者

冒頭陳述は冒頭陳述として、これから証拠を調べていく上で、こういうこと出てきますからという予告みたいなものとしては理解はできたと。それで、その上で、調べていく証拠、それもその冒頭陳述があって、比較的理解しやすく調べていけたんじゃないかという御意見ですか。

4番の方。

○裁判員経験者 4

私もほぼ一緒ですが、同じ事件ですので。非常に分かりやすかったです。残酷な事件であるがゆえにやったことがはっきりしていましたので、説明も上手だったし、書き方も上手だったし。ただ、最後に、共同正犯にするのか、幫助犯にするのかというところがちょっと分かりにくかったのですが、医学的、精神医学的にその専門の方たちの説明がちゃんと書いてありましたので、そこは非常に分かりやすくて、何も問題はなかったと思います。

○司会者

5 番の方。

○裁判員経験者 5

検察官の事件の概要とかの説明ですが、非常に細かく調べられておりまして、資料等もありましたが、正直言いまして、難しい文言が使われたということがあります。また、速いということもありますので、聞いている段階では分からないですね。ほかの事件も私裁判傍聴に来ていたのですが、分かりません。今回の場合は資料がありましたので、後で確認して、よく分かったということで、論点を細かく、大変だなと思いました。それで、そこを説明されて、時間の側面もあるでしょう。速いスピードですけどね。だけど、後で資料がありましたのでよく分かったと思います。弁護人に至っては、お二人別々についておられたのですが、資料をつけた方もおられましたし、後で最後になって資料をつけた方もおられましたし、いろいろとあるんだなと思いました。弁護人は、いたって、説明は分かりやすかったかなというのは考えていました。

○司会者

それでは、評議や判決、まとめて何か御感想なり、あるいは評議の中でもうちょっと裁判官こういうところ工夫してよということがありましたら、おっしゃっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

1 番の方いかがですか。

#### ○裁判員経験者 1

一番初めにいろいろ話し合った中で、裁判長が司会進行でいろいろ説明されていく中で、裁判員の方たちと話し合いを進めていったのですが、思ったより裁判官は聞いておられて、最後の方である程度煮詰まってきたときに教えてくださいとか、ここら辺ですかねみたいな感じでした。私の方が放火だったので、まず燃料物は使ったのかとか、時間帯とかいろいろあって、それでそれを過去の判例と照らし合わせて、ここらあたりなのかなみたいな感じでした。それと、被告人の過去のちょっとストーカーぎみだったりとか、そういうところをいろいろ加味して、今後また、実生活に戻る上で、このぐらいの年数がいいのではないかなという感じで、そういう感じで私は決めさせていただいて、その中でまた決め方があって、その中で決まっていたという次第ですが、私は妥当かなとは思っています。それでとてもすごく単純で分かりやすくシンプルでよかったと思います。

#### ○司会者

ほかにどなたか御発言ございますか。

#### ○裁判員経験者 5

私が参加した裁判員たちは非常に活発な意見が、ほかの裁判は知らないですが出ておりました、皆さん一生懸命個人の意見を述べていました。量刑を決めるときになかなか決まらない。先ほどもありましたけれども、裁判官はこの裁判員制度の趣旨に従われて、まずは裁判員がどのような運営をするのかということ、見ておられるのだと思うんですね。しかし、なかなか決まらないというときに、裁判官がちょっと意見を言われてですね。そこでさっと決まりました、みんなの判断がついたわけですね。いいタイミングで入ってこられてよかったのではないかなと思います。

#### ○司会者

なかなか評議も大詰めを迎えてくると、いろいろ結論決めていくのが難しいという状況も出てくると。そういう中で、裁判官が助言をさせていただいたりということもあって、うまく進んでいったのではないかなという御感想でしょうか。

それでは、評議、それ以外でも、選任手続や裁判所の設備、態勢も含めて何か皆さんの方から御提言とかありましたら、お聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

どうぞ、1番の方。

○裁判員経験者1

ここに来るまで分かりにくいです。私みたいな田舎者が裁判所まで来ました。ここからどこに行けばいいのかなみたいな感じで。まあ何とか来たのですが、受付の方の対応とか、接してくださった方、本当に親切に優しく教えてくださって、本当にそれはもう感謝しています。本当にそこはよかったです。

○司会者

裁判所の建物がちょっと分かりにくいということですね。分かりました。ほかにございますか。どうぞ、5番の方。

○裁判員経験者5

私はこの裁判所の裁判員に対するというか、まあ裁判員を選ぶときからもそうですが、非常に対応がよくてですね。地位的、社会的地位のある方がですね、私どもみたいに地位のない者に対しても丁寧に接していただける。これは非常に感謝すべきものであり、ありがたいことでした。それから評議室ですが、そこにいわば半缶詰な状態で、1日いるわけですね。裁判官の皆さんと一緒にいると。しかし、時間は長く全く感じなかったですね。飲み物も置いてある。それから、どこに行く必要もない。トイレだけですね。トイレは外に出なくちゃいけない必要がありましたが、喫煙室は隣にありましたし、そういう設備の上では私は満点かなと思っております。

○裁判員経験者4

この全体を通じて発言をしてよろしいでしょうか。

○司会者

全体を通じての御意見どうぞ、お願いします。

○裁判員経験者4

私は本当に最初に言ったとおり、初めての経験なので、どういうことでこういうことができたんでしょうかっていう質問をさせていただきました。それで、裁判自体を身近に感じさせてもらって、手続の仕方等をわかりやすく反映したいと。そして、裁判における信頼を国民の皆さんに持っていただきたいんだということを聞きました。それも十分に分かった上で、私がこの裁判を参加しまして、一番感じたことはやはり裁判される立場になったときにですね、あやふやな気持ちでは裁判はできないと。それであるならば、やはりそういう専門知識を持った、正しい知識を持って勉強をされた方々にそういう裁判はしていただきたいのではないかと思います。ですので、こういう身近に感じたり、手続の反映になったり、裁判における信頼がある程度分かったならば、またもとの形に戻して、裁判は裁判所の知識のある方々の手でちゃんとした裁判をやっていただけるのがいいのかなって。私自身は非常にいい経験をさせてもらったし、二度とこういう経験はないと思うんですよ。だから、みんなに話すときには絶対参加すべきだっていうようなことを話しております。けれども、やはり全体のことを客観的に見たときには、そういうことも考えてほしいなというふうに感じております。

○司会者

そうですね。この制度の意義というのは積極的に受けとめていただいている、あとはバランスの問題ということもございますでしょうか。

○裁判員経験者3

今4番の方が言われていたのは正反対の意見ですが、私としてはやはり当然裁判員裁判で裁判長といいますか、プロがいますので、まずそのあたりでのその判断がおかしいとか、どうとかっていうのはないと思いますから、量刑等決める上でもプロが見る目と自分たちのような素人一般市民が感じる感覚とか、ものの考え方で、これは違うと思うので、やはりそういった考え方とか意見とかいろいろなことを裁判員裁判でどんどんやって練って行って、誤認とか、後は判決ミスとか、いろいろなそういったものを少しでも減らして行って、やはり皆さん方でやってい

た方が私としてはいいのではないかなというふうに思います。冒頭でほかの方も言われましたが、裁判員裁判で一番最初の取っかかりですね。参加をお願いしますという呼びかけのときに、やはり社会全体で言われましたけど、仕事を持っていらっしゃる方に対しての公休ですか、そういった社会の仕組みとかを作っていけば、また違った形でみんな参加しやすくなっていくのではないかなというのは感じました。

#### ○司会者

皆さんのような市民が裁判に参加される。非常に熱心に参加していただくのを見るとですね、我々はそれ以上にやらないといけないんだとやはり感じていまして、1件、1件ですね、今まで以上に緊張感を持って、できるだけいいものにしたいという気持ちでさせていただいているという、いい意味でうまくいっているのではないかと感じてます。ちょっと失礼かもしれませんが、他方、こういう言葉もございます。私はいつもこう思っているのですが、熱心な素人は玄人に勝るという言葉もございまして、やはり一般の市民の方々がどれだけ一生懸命にされるかということで、我々法曹、プロを上回るぐらいの、そういういい裁判ができていっているのではないかと、個人的には感じているところです。

あと裁判員として、これから参加する方々へのメッセージということで、とりわけ、より参加しやすい状況にしていくためにはどうすればいいかという観点で、何か御発言、御提言いただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○裁判員経験者5

先ほど話がありましたが、やはり裁判員裁判の出席を義務化するということが必要だと思いますし、あと、裁判所に来れば、ビデオがずっと流れておりますし、先ほど裁判官が言われました研修も盛んにやっているということですがけれども、予算がとればテレビ等での宣伝をやられるといいのかなと。そして、広く世の中に裁判員裁判をやっているんだと、ばちっと宣伝をされると、関心を持っていただいて、裁判員裁判が企業等にも受け入れられ、出席しやすい状況をつくってくださるのではないかなという気はしております。

○司会者

3番の方。

○裁判員経験者3

まあメッセージと申しますか、今は多分ある程度はされてると思うのですが、中学校、高校あたりでの模擬裁判の実施とか、できるところでやっつけていけばある程度幼少のころからそういった経験をすれば、身近に感じてくれるのではないかなとは思っています。

○司会者

ここからは記者の方々から皆さんに質問をいただいています。それではお願いします。

○記者

裁判員制度が順調に進んでいるということを皆さんの御意見を伺って、実感したところです。冒頭では司会者からのお話がありましたが、そういうふうに制度自体が順調に進んでる一方で、裁判員を辞退される方も相当数いらっしゃるというふうなことで、皆さん方の経験を伝える場が少し不足しているのかなというふうに私は感じているところですが、今回、意見交換会に参加された理由というのは皆さんそういうふう感じてらっしゃるところもあって、参加されたのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者4

もちろん、今言われたことは考えないことはありませんが、一番大事なことはそういうことではなくて、やはり自分が参加したこの裁判で、最後まで責任を持つべきではないかと思ったのが私の考え方です。意見交換会も引き続きその責任のもとに出席させていただきました。

○司会者

皆さん一人一人聞いていきましょうか。1番の方いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

4番の方が言われたように、やはりそのある人に量刑を下したことに関しては責任はとるっていうことじゃないですが、そのぐらいの覚悟が必要だと思います。だから、こういう交換会があれば、やはり来るのも私の責務だと思っています。冒頭にも言いましたが、被告人の名前を思い出すときに、やはり私は自分でその社会に対してしっかりとした役割を果たしているのかなというのも考えます。ただ、裁判員に参加して、選任された人がやるやらないはその人の自由なので、私はそこに関してはそれ以上は踏み込むことはできません。

○司会者

2番の方。どうぞ。

○裁判員経験者2

私は、もう最初の選任される前から、断る方向でしたが、選ばれてしまったという形です。しかし、選ばれた以上はやはり一生懸命やって、その裁判が、質がどうかこうだというよりもやはり参加することで、自分としてよかったし、少しでも選ばれる人に選ばれてよかったよっていうのを伝えていきたいなというのは率直な意見です。

○司会者

3番の方。

○裁判員経験者3

今日参加した理由というのは、単純に興味があったから来ました。どういったことをされるのだろう。どういった内容で進むのだろうというのが興味がありましたので。だからといって、その自分が宣伝マンになって、裁判優先でしていこうというそういう気持ち的には難しいかなと。ただまあ、自分ができる範囲とか、こういう形でできる範囲であればいいかなと。あくまでも強制ではなくて、個人判断で来ていますので、皆さんもそうだと思うのですが、そういう感じで今日は出席しました。

○司会者

それでは、5番の方。

○裁判員経験者5

私、ここに参加したのは、特別な思いは特にはないです。ただし、裁判員裁判を通じて、被告人の量刑を決めていったということでもありますので、このほかの裁判員裁判をされた方の意見も意見交換会に来て、聞く。そして、ここに出ることは当然の流れだろうと私は思って、すぐに参加したいということで、希望したところからです。

○司会者

意見交換会に参加した理由ということで、皆さんからいろいろいただきました。何か追加で御質問ございますか。

○記者

今日、出席された皆さんは死刑とか重大な刑が求刑された事件ではありませんでしたが、裁判員裁判が始まるに当たって、死刑か無罪かという究極の判断を迫られるケースもなきにしもあらずだということで、裁判員の方にそうした場合大変な負担がかかるのではないかとということが危惧もされましたけれども、皆さんその実際に裁判員を経験なさって、もし自分がそういう場に立たされていたら、精神的負担がどんなものなのかということは我々経験してない者よりも分かってらっしゃると思いますので、お考えを聞かせていただけませんか。

○司会者

どなたか御発言ございますか。いかがでしょうか。

3番の方どうぞ。

○裁判員経験者3

今回確かに今言われた極刑という判決をするというわけではなかったのですが、でも多分どの犯罪で量刑を決めるにしても、やはり裁判官、裁判員がいますので、一人で判断して下すわけではないので、シビアにそれは考えなければならないですけど、そう自分を追い込んでまで考えなくて、そこまで考えていたら、多分できな

と思います。ですから、それはそのときに自分がそういう裁判員裁判に参加するというのを決めて、裁判員で裁判されるのであれば、その中で皆さんと一緒にになって、評議をして、決めていった結果が極刑だったということになると思いますので、それはそれでいいのではないかなと自分は思います。

○司会者

ほかにありますか。

4番の方どうぞ。

○裁判員経験者4

今の人の言葉とちょっと重なる部分もあるかもしれないですが、私もそういう場に立たされたらですね、今後。非常に私がやった裁判よりもかなり難しい裁判になったときに、ああ、そんなに重い裁判じゃなくてよかったなというのはちょっとありました。そして、実際、殺した後の処理の仕方なんかをずっと読み上げるときに、その場面を思い出したりするんですよ。やっぱり。そのときに気持ち悪くなって、いや、こんなことしたんだと思ったら、気持ち悪くなって、何ももう考えるのをよそうとか思って、気持ちを切りかえていったりですね。だから、私みたいに仕事を忙しくやっている人間はその切りかえがぱっとできるけれども、やっぱり切りかえもできなくて、だんだんだんだんそういう気持ち悪さを引きずっていく人も中にはいるかもしれない。けれども、さっきの方がおっしゃったように、選ばれてこの場に立った以上は、そういうふうに思い切らなければしょうがないのではないかと思います。引き受けた以上は。だからそれも含めて、今からこういうふうに参加していただく方には大丈夫よって。ちゃんとそういうことを思わせないような配慮がずっとしてあるよということとも言えると思いますので、裁判に参加して、大変な事件だったけれども、まあ何となくスムーズにいったかなという。だから、そういう大変な事件に参加する人も、そこは仕方なくさっきの人が言ったけれど割り切って、もう参加して、自分はもう精いっぱいやったんだっていうふうに割り切れればそれの方が一番いいのかなと思いました。そういう事件にまだ当たっていないん

で、これ以上のものがあるとは自分も想像できませんけれど、これぐらいしか言えないですね。

○司会者

どうぞ1番の方。

○裁判員経験者1

今の心情でいうと、私は極刑かというふうにいったら、多分私は無期懲役を選ぶと思います。ただ、裁判員裁判はまだ第一審の状態なので、不服があれば、控訴できるので、そこはそれで被告人も考えればいい。ただ私も考えるのは自分の家族がもしそういうひどい殺され方をしたらどうだろうって考えたときはやはりその感情的になれば言えるのかもしれないけど、ただ今はやはり無期懲役が無難かなという感じですか。

○司会者

5番の方どうぞ。

○裁判員経験者5

私は3番、4番の方の意見と同じで、その裁判の証拠によってですね、極刑になるかどうか決まるだろうと思いますので、それについて責任は持とうとは思ってないですね。ただし、今回の私の裁判では、ちょっと違いますので、その場に、そのような裁判がもしあったならば、どのような考えを自分がするのかは、その場になってみないとちょっと分からないですね。でも私は量刑で責任をとる必要はないと思っております。

○司会者

それでは、大体時間が参りましたので、この辺で終わりにさせていただきたいと思っております。

裁判員の経験者の皆さん本当に長時間どうもありがとうございました。今後とも裁判員制度に、御理解、御協力賜りますようどうぞよろしく申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

以上